

# 総括調査票

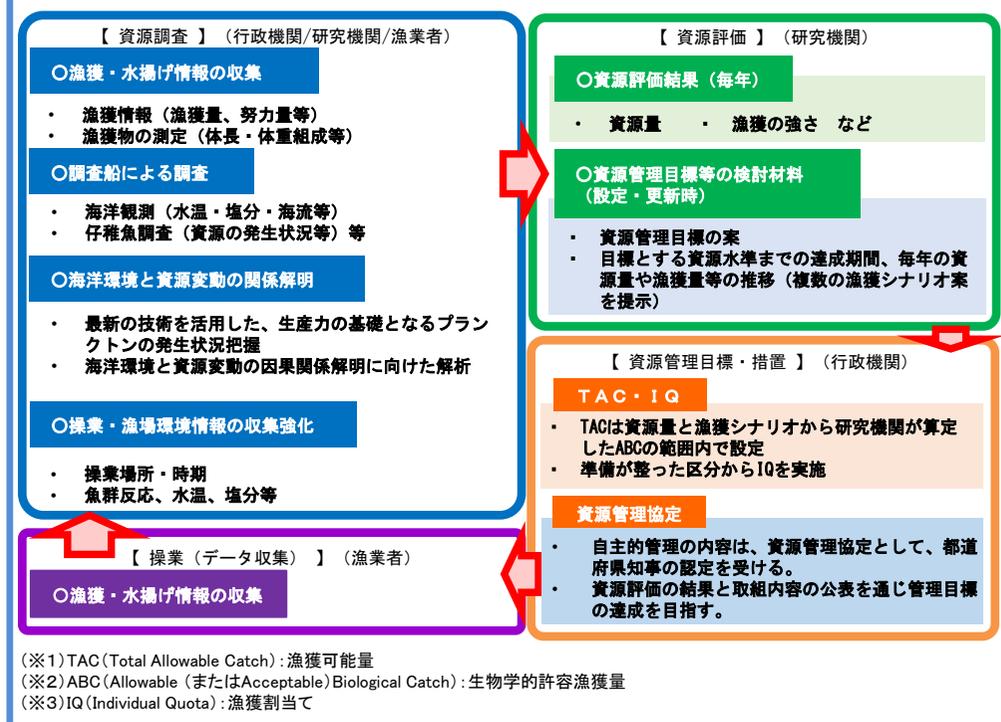
調査事案名	(23) 水産資源調査・評価推進事業			調査対象 予算額	令和3年度：6,005百万円 ほか (参考 令和4年度：5,704百万円)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	水産資源回復対策費	調査主体	本省
組織	水産庁			目	漁業資源調査等委託費、 海洋水産資源開発費補助金	取りまとめ財務局	-

## ①調査事案の概要

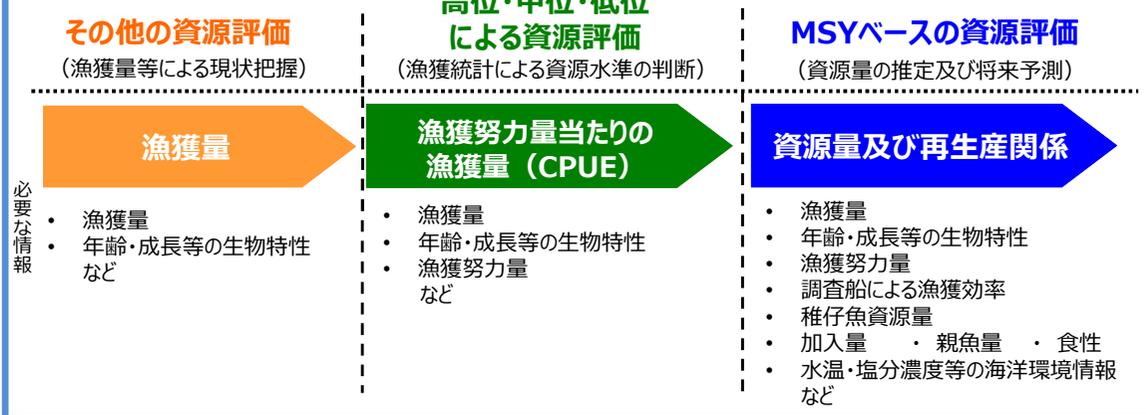
### 【事案の概要】

- 日本の漁業・養殖業生産量はピーク時の約3分の1まで減少し、過剰漁獲や環境変動等の影響が指摘されている。このような状況を踏まえ、平成30年12月に「漁業法」が改正され、水産庁は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立し、漁業者の所得向上等を目指す水産改革を推進している。
- 水産資源の適切な管理を行うためには、その前提として、水産資源の種類ごとに生息又は生育の状況に関する情報などを収集する「資源調査」を行い、調査結果に基づく最新の科学的知見を踏まえた「資源評価」を実施する必要がある。
- 改正漁業法では、資源評価に基づき、持続的に生産可能な最大の漁獲量（MSY）の達成を目標とし、数量管理を基本とする新たな資源管理システムを導入するとされており、水産庁は、これを推進する上での当面の目標と具体的な工程を示した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を令和2年9月に公表した。
- 水産庁は、ロードマップなどに基づき、資源評価対象魚種を50魚種（平成30年度）から192魚種（令和3年度）に拡大するなど、資源調査・評価を推進してきた。本調査では、その進捗状況を確認するとともに、資源調査に係る経費（調査船調査における用船契約及び漁船活用型調査における謝金）について調査を実施した。

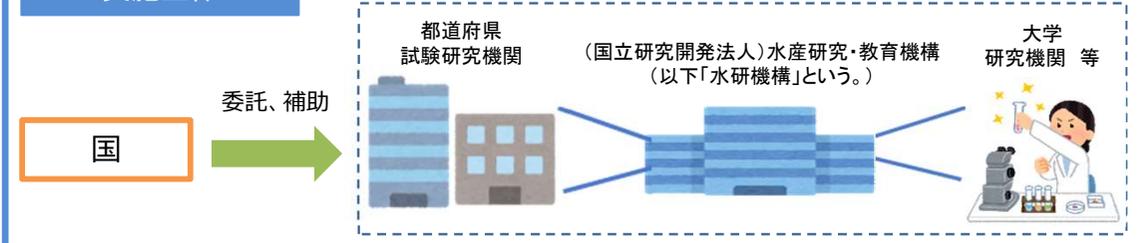
### 新たな資源管理の流れ



### 資源評価の種類



### 実施主体



# 総 括 調 査 票

調査事業名 (23) 水産資源調査・評価推進事業

## ②調査の視点

【調査対象年度】  
平成30年度～令和3年度

【調査対象先数】  
水研機構ほか：25先

【調査対象数】  
192魚種269系群※  
※系群数(269)は、本調査での回答数である。

### 1. 資源評価の進捗状況及び目標設定

資源評価の段階は、得られる情報により3段階（「MSYベースの資源評価」、「高位・中位・低位による資源評価」、「その他の資源評価」）に分類されるが、資源評価対象魚種系群ごとに、現時点での進捗状況及び目標としている資源評価の段階について調査する。

### 2. 資源調査の進捗状況

資源評価対象魚種系群ごとに、資源調査開始以降のデータ収集の進捗状況について調査する。

## ③調査結果及びその分析

### 1. 資源評価の進捗状況及び目標設定

●平成30年度に資源評価対象魚種系群であった50魚種87系群（TAC魚種又はTAC候補魚種を含む）については、令和4年4月時点で「MSYベースの資源評価」（19魚種35系群）又は「高位・中位・低位による資源評価」（38魚種52系群）が実施されている。

●令和元年度以降に追加された142魚種182系群については、「高位・中位・低位による資源評価」（22魚種26系群）、又は「その他の資源評価」（24魚種25系群）が実施されている。残りの105魚種131系群については、資源評価は未実施となっていた。（令和5年度末までに、利用可能なデータや知見に基づいて、「その他の資源評価」を実施する予定としている。）

●目標としている資源評価の段階を調査したところ、142魚種182系群について、水産庁は長期的には「高位・中位・低位による資源評価」に移行することを目指している（20年程度のデータの蓄積があれば可能な模様）が、【表1】のとおり、110魚種138系群については、「その他の資源評価」を短・中期的な目標としていた。

●また、魚種系群ごとに策定する現行の調査計画では、調査実施年（1年間）に係る取組などを記載しているが、資源評価に係る中・長期的な計画・目標については記載されていなかった。

### 2. 資源調査の進捗状況

●現時点で「評価未実施」又は「その他の資源評価」にとどまっている123魚種156系群について、過去3年間におけるデータ収集に係る進捗状況を調査したところ、【表2】のとおりであった。

●データ収集の進捗が進んでいない理由を調査したところ、【表3】のとおり、回答のあった78件のうち、漁獲量データ等の情報に関するものが37件、情報収集体制の構築に係るものが35件、その他が6件となった。

【表3】データ収集が進んでいない要因（単位：件）

【情報関係】漁獲量データの収集が困難。生物学的特性に関する情報が乏しい など	37 (47.4%)
【体制構築関係】現状以上のデータ収集体制の構築には、人材確保などの課題があるため など	35 (44.9%)
【その他】データの収集・整理などが始まったばかりのため	6 (7.7%)

【表1】資源評価対象魚種系群における現状・目標としている資源評価の段階(令和4年4月時点)  
(単位：系群)

現状	その他の資源評価	高位・中位・低位による資源評価	MSYベースの資源評価	計
評価未実施	124	7	0	131
その他の資源評価	14	11	0	25
高位・中位・低位による資源評価	0	58	20	78
MSYベースの資源評価	0	0	35	35
計	138	76	55	269

【表2】123魚種156系群におけるデータ収集の状況

データ	①データを必要としている系群数	②データ収集に進捗が見られる系群数	②/①
漁獲量	156	118	75.6%
年齢	148	78	52.7%
体長・体重	149	85	57.0%
成熟度	148	77	52.0%
漁獲努力量	152	72	47.4%
漁獲効率	2	2	100.0%
稚仔魚資源量	8	5	62.5%
加入量	11	4	36.4%
親魚量	6	4	66.7%
水温・塩分濃度	9	5	55.6%
食性	4	3	75.0%

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 資源評価の進捗状況及び目標設定

水産庁は、資源評価対象魚種系群ごとに、資源評価の長期的な目標を調査実施機関と共有すべき。

水産庁は、水研機構に対して、資源評価に係る中・長期的な計画・目標や当該目標達成のために必要なデータ収集の取組を明確化するために、調査計画を見直すよう、検討させるべき。

### 2. 資源調査の進捗状況

水産庁は、資源調査・評価の進捗状況を把握・分析するとともに、必要に応じて、資源評価対象魚種系群の見直し（優先順位化）・関係機関の役割分担・リソースの配分等について、検討すべき。

# 総 括 調 査 票

調査事業名 (23) 水産資源調査・評価推進事業

## ②調査の視点

【調査対象年度】  
令和元年度～3年度

【調査対象先数】  
水研機構ほか：32先

## 3. 資源調査に係る経費

調査船調査における用船契約の形態、漁船活用型調査において漁業者に支払う謝金の基準の有無について調査する。

(注) 用船：船（船員を含めて）を調査のために借り入れること。

## ③調査結果及びその分析

### 3. 資源調査に係る経費

#### <調査船調査>

●令和元年度以降、資源評価対象魚種の拡大などに伴い、調査船調査が拡充され、これまで実施してきた都度用船（注1）による調査に加え、周年用船（注2）による調査を追加で実施することとなった。周年用船・都度用船の契約状況は、以下のとおり。

（注1）都度用船：調査内容に応じ、7日～50日程度用船すること  
（注2）周年用船：年間を通して、用船すること

#### 【周年用船】

●令和元年度は水研機構が契約主体となり、一般競争入札を実施したが、令和2・3年度は、（公益財団法人）海洋生物環境研究所が、競争見積りによる随意契約（注3）を行い、1件の契約で2隻を用船契約していた。

（注3）3者以上に競争見積りを行い、最低価格を提示した1者と再度価格交渉の上、用船料を決定している

#### 【都度用船】

●令和3年度の全契約（20件）は、水研機構が契約主体となっていた。うち12件は一般競争入札を行っていたが、全て一者応札となっていた。また、一者応札の12件のうち、6件及び3件の契約について、それぞれ同一の者が契約相手となっていた。

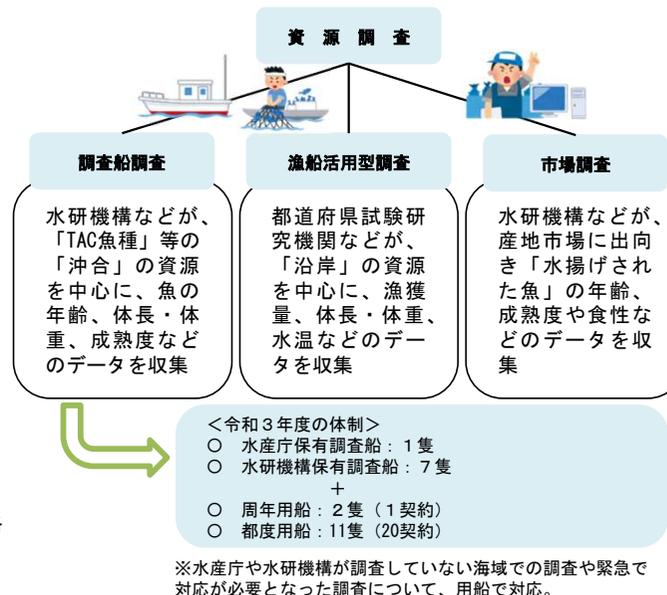
●一般競争入札を行っていない8件については、県や大学が保有する船を用船することから、水研機構が許可願を提出する形で契約を行い、県・大学が定める教育財産使用許可に係る規定に基づいて用船料を支払っていた。

#### <漁船活用型調査>

●漁船活用型調査においては、都道府県試験研究機関などが、調査に当たり必要となるデータ収集を漁業者に依頼する場合、対価として謝金を支払っている。

支払基準の有無について調査したところ、回答数34件のうち、13件が「支払基準あり」、13件が「支払基準はないものの、類似事例を参考に支払い」、8件が「支払基準なし」となった（注4）。【表4】

（注4）1つの調査票で複数の回答（一方は「支払基準あり」、他方が「支払基準はないものの、類似事例を参考に支払い」）があったものについては、それぞれにカウント



【表4】漁船活用型調査に係る謝金支払基準の有無

謝金支払基準の有無	回答数
<b>【支払基準あり】</b> (例) 作業内容に応じて支払いの参考となる算定根拠を作成し、算定には、県の最低賃金・公共工事設計単価等を用いている。	13
<b>【支払基準はないものの、類似事例を参考に支払い】</b> (例) 調査を実施する海面を管轄する都道府県の研究機関等で実施している類似の調査における謝金の水準と大きな乖離が生じないよう、関係者と協議の上、設定している。	13
<b>【支払基準なし】</b> (例) 1日当たり、1か月当たり、1件当たりの金額を関係者と協議の上、設定している。	8

※調査ごとに集計。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 3. 資源調査に係る経費

#### <調査船調査>

【周年用船】  
水産庁は、調査船調査に係る周年用船契約について、一般競争入札等競争性のある契約形態への移行を含め、契約の在り方を検討すべき。

#### 【都度用船】

水産庁は、調査船調査に係る都度用船契約について、水研機構に対し、一者応札に係る改善方法を検討させるべき。

#### <漁船活用型調査>

水産庁は、謝金の支払基準について、関係機関に対して、透明性を確保する対応策を検討させるべき。